



ご挨拶

暑い日が続きますが、お変わりありませんでしょうか。

5月17日に5月臨時会が開催されました。臨時会では、第117代県議会議員に落合慎悟議員(藤枝市)、第123代県議会副議長に鳥澤由克議員(裾野市)を選出したほか、各委員会の構成を決定しました。私は「危機管理くらし環境委員会」の副委員長に就任させていただくことになりました。



5月26日には県知事選挙が執行され、鈴木康友前浜松市長が当選し8人目の公選知事に就任されました。

6月定例会

6月定例会には、県条例の改正等23議案が提出され、各常任委員会の審査の結果すべて可決されました。

また、鈴木知事は所信表明を行い、①経営感覚を持ち将来世代に責任を負う、②最少の経費で最大の効果を挙げる、③前例踏襲にとらわれず挑戦する、④スピード感を大切にする(巧遅より拙速)、⑤人財を生かす、と5つの経営方針を述べられました。経営感覚をもって行政運営に臨むということです。

今定例会で一般質問を行いました。傍聴にお出かけいただいた皆様、ありがとうございました。

右の二次元コードで静岡県公式ホームページから私の一般質問を視聴できます。



私のホームページには質問の全文を掲載しています。



一般質問(要旨)

1 県内イノベーション支援施設間の連携強化について

【質問】 菊川市では、市内企業の課題解決や成長を支援するため、今年3月、「菊川市産業支援センターEnGAWA」を開設した。県内には自治体や民間企業が設置するイノベーション支援施設

が複数あり、山積する地域課題を解決するためには、各地域でそれぞれ独自の活動を行っているイノベーション支援施設がお互いに連携・協力し合うことで、より効果的な取組につながると考える。

まさに、県がイノベーション創出を目的に設置したSHIPが核となり、各地域のイノベーション支援施設間の連携を強化すべきと考えるが、県の考えを伺う。

【答弁】 県では昨年度、イノベーション拠点「SHIP」に、新たにスタートアップを支援する機能を追加した。具体的には、ワンストップ相談窓口のほか、スタートアップと県内企業等との橋渡しを行うネットワーク組織「ふじのくに“SEAs”」の運営である。

「ふじのくに“SEAs”」は、県内に複数あるイノベーション支援施設をはじめ、企業・金融機関・大学・自治体などスタートアップとの連携を目指す産学官金の多様なプレイヤー約100者が会員となっており、7月には、今年度初めての全体会「Startup Forum」を開催する。

このネットワークを活用して、例えば、EnGAWA単独では解決困難な販路開拓や新商品開発などの事案について、相談員が直接EnGAWAを訪問し、意見交換やノウハウの提供を行うほか、専門的知識や技術を持つ“SEAs”会員の紹介や、スタートアップ等とのマッチングを図ることで、課題解決につなげていく。

【要望】 SHIPは静岡市にあり、利用者は静岡市民が多い。SHIPの効果が広く県下に及ぶためにもSHIPと市町のイノベーション施設間の連携を進めていただきたい。

2 地域の実情に応じた移住促進施策の展開について

【質問】 令和5年度の県外からの移住者数は2,890人、移住相談件数は14,405件と、統計を取り始めた平成27年度以降で、いずれも過去最多となった。

県では首都圏を主なターゲットとして移住施策を展開しているが、中京圏からの移住者376人のうち74%にあたる280人が西部地区に移住している。

移住施策の推進に当たっては、地域性を分析・検討していくことが重要であると考え。今後どのように地域の実情に応じた移住促進施策を展開していくのか伺う。

【答弁】 県では、これまで、首都圏から移住者を呼び込むため、市町と連携した取組を進めてきた。具体的には、東京有楽町の県移住相談センターでのきめ細かな相談、大規模相談会や移住検討者に好評な多彩なテーマのセミナーの開催、移住・就業支援金制度の活用等である。

今年度は、地域ごとの特徴を踏まえた取組として、伊豆地域においては、農業や林業などを希望する移住検討者が多いことから、兼業や副業といった多様な働き方を提案する専任のコーディネーターを配置して移住を支援していく。東部、中部地域では、増加しているテレワーカーを更に呼び込むため、本県に転職なく移住したテレワーカーと移住検討者との情報交換会等を実施していく。

西部地区においては、市町と合同で、名古屋市内の移住フェアに出展するとともに、農業をテーマとしたセミナーや現地体験ツアー等を企画し、移住者の呼び込みを図っており、これらの企画・イベントについて、今後は中京圏への情報発信を強化していく。



【再質問】 移住促進施策をより効果的に展開していくためには、地域の実情を把握している地域局を巻き込んで市町の取組を支援していくべきと考えるが、県の所見を伺う。

【答弁】 移住を促進するための官民連携の組織である「ふじのくにに住みかえる推進本部」に賀茂、東部、中部、西部の4つの地域支部を設け、地域局や市町との情報交換等を行っている。今後は、この地域支部を核として、地域局との連携をより一層強化して、地域の特徴を生かした効果的な施策を市町とともに検討するなど、地域で一体となって移住促進策に取り組んでいく。

3 原子力災害時の避難計画の充実について

【質問】 静岡県地域防災計画では、原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ圏内）の病院及び有床診療所、並びに入所型の社会福祉施設において、入院患者や入所者の避難手段に配慮した避難計画を定めるものと規定しているが、福祉施設のうち策定済みは1割程度、病院等については、対象となる57病院のうち策定が済んでいるのはわずか1病院である。

社会福祉施設・病院・学校等、要配慮者に関する避難計画の策定については迅速に進めていかなければならないと考えるが、県の考えを伺う。

【答弁】 社会福祉施設については、関係部局と連携し、施設関係者が集まる会合等の機会を活用した説明会の開催や施設に向けた動画配信を増やすとともに、関係市町と連携し、対象施設への個別訪問の機会の増加を図る等、計画策定の更なる支援を進めていく。また、病院等については、今年度、避難計画を策定する際の拠り所とするため、ガイドラインの作成に取り組んでいるところである。

要配慮者が屋内退避をするための建物等の放射線防護化については、国の補助金の採択基準が、原子力発電所から概ね10km圏内に所在する施設とされているため、全国知事会を通じて、対象範囲の拡大を国に要望しているところである。

【要望】 要配慮者の多くは「公助」を必要とする方々であり、その避難計画の策定にあたっては県と市町が支援すべきである。

4 農地利用の推進について

【質問】 農業経営基盤強化促進法の改正により、地域の話合いにより将来の農地利用を明確化する地域計画を策定し、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化を進めることになった。各市町における地域計画の策定や担い手の確保等、本県の農業を持続可能なものとするために、農地利用の推進についてどのように取り組むのか伺う。

【答弁】 県では、各市町の進捗状況を毎月調査するとともに、協議の場の設定が遅れている市町については、農林事務所の職員が、協議に参加するメンバーや進め方を助言するなど、各地域の実情に応じた支援を行っている。また、一連の農地が複数市町にまたがる場合は、隣接する市町の担い手にも協議の場に参加してもらおうなど、広域的な調整も行っている。

地域の協議の場では、地域内で規模拡大を希望する農家を明確化し、農地集積を後押しするとともに、新たな担い手が必要な場合には、農地バンクの人・農地調整員と連携し、県内の農業法人とのマッチングを行っている。さらに、立地条件の良い本県に進出を希望する県外の農業法人も多いことから、市町及び関係機関と「静岡県農業法人誘致推進連絡会」を組織し、積極的な法人誘致を進めているところである。

5 静岡県茶業の振興について

【質問】 国内のリーフ茶の需要が減少し続けている一方、健康志向等を背景に、海外での緑茶の需要は拡大傾向にあり、特に抹茶は供給量も足りない状況にあると聞いている。拡大する海外需要への対応は重要と考えるが、県はどのように推進していくのか伺う。

また、地域の茶業を支える小規模の生産者への支援策など、今後の茶業振興について県の所見を伺う。

【答弁】 近年、海外での健康志向の高まりを背景に、有機茶や抹茶の海外需要は増加しており、輸出用緑茶の販路開拓と生産拡大が重要である。このため、県では、需要が増加している欧米や東南アジアをターゲットに、輸出を促進することとしており、昨年度は、ラスベガスやマレーシアの商談会で静岡茶ブースを設け、有機茶や高級ボトリングティーを出品し、11件の商談が成立した。引き続き、商談会への出展など静岡茶の販路開拓に努めていく。

また、輸出向けの有機茶や抹茶は需要に対して供給が不足していることから、県は茶商と生産者が連携した有機茶栽培の取組を支援しており、病害虫クリーナー等の導入や耐病性品種への転換を進め、栽培面積を令和4年度の266haから来年度は400haに拡大していく。

輸出向けの有機茶栽培を行う経営体では、あらかじめ価格を決めた契約栽培により安定した経営を行う事例が多いことから、県では小規模農家もその取組に参加することで所得が確保できるよう、ChaOIフォーラムでのマッチングや、茶園管理の技術指導に取り組んでいく。

【要望】 今年が一番茶は大変厳しい状況であり、茶農家に対する緊急支援を検討していただきたい。

6 地元住民等との協働による県管理河川の除草の推進について

【質問】 県は、令和5年度にリモコン式草刈機を試行的に貸し出したが、リバーフレンドシップを締結していない自治会等は対象になっていない。また、現在貸し出されている草刈機は重量があり、建設業者等が手配する重機での運搬が必要となるため、使いづらいつの声もあり、さらなる改善の余地があると考えている。地元住民等との協働による適切な河川の維持管理に向けた河川除草の今年度の改善点と、効率化の方向性について、県の考えを伺う。

【答弁】 昨年度、試行的にリバーフレンドシップ締結団体にリモコン式草刈機の貸出しを行い、草刈り作業の負担軽減が図られるなどの評価を頂く一方、草刈機の軽量化を求める御意見なども頂いた。今年度においては、更なる除草の効率化を図るため、8月までに7台を追加配備することとし、その内6台は軽トラックでの運搬が可能な小型の機種を導入する。また、リモコン式草刈機貸出要綱を策定し、一定の要件を満たせばリバーフレンドシップを締結していない団体に対しても貸出しを可能とした。

【意見】 激甚化する災害予防のためにも、森と川と海の環境を一体的に守っていく財源の確保が必要と考える。

静岡県議会議員 赤堀慎吾事務所

〒439-0006 菊川市堀之内110-1 コーポ石川201 菊川市役所のすぐ南、佐塚書店さんの向かいです。
TEL 0537-28-7318 FAX 0537-28-7319
e-mail shingo873945@outlook.jp

県政についてご意見、ご要望をお寄せください。

ホームページ ▶

